

令和2年度

# 事務報告書

小金井市

令和2年度

事務報告書

小金井市



## 編 さん 例

- 1 令和2年度事務報告書を作成した。
- 2 事務実績の内容は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までである。  
ただし、出納整理期間のある事務は、令和3年5月31日までを含む。  
なお、議会事務局については、令和2年1月1日から令和2年12月31日までとする。

令和3年7月

小金井市総務部総務課

# 目 次

## 市の概要

## 事務実績

### 企画財政部

企画政策課	11
財政課	21
広報秘書課	25
情報システム課	33

### 総務部

総務課	35
地域安全課	43
職員課	49
管財課	61

### 市民部

市民課	65
コミュニティ文化課	77
経済課	103
保険年金課	113
市民税課	121
資産税課	127
納税課	129

### 環境部

環境政策課	133
ごみ対策課	149
下水道課	163

### 福祉保健部

地域福祉課	169
自立生活支援課	177
介護福祉課	201
健康課	219

<b>子ども家庭部</b>		
子育て支援課	.....	227
保育課	.....	237
児童青少年課	.....	243
<b>都市整備部</b>		
都市計画課	.....	257
まちづくり推進課	.....	261
道路管理課	.....	265
建築営繕課	.....	277
交通対策課	.....	279
区画整理課	.....	285
会計課	.....	287
<b>学校教育部</b>		
庶務課	.....	291
学務課	.....	303
指導室	.....	311
<b>生涯学習部</b>		
生涯学習課	.....	317
図書館	.....	335
公民館	.....	345
議会事務局	.....	355
選挙管理委員会事務局	.....	387
監査委員事務局	.....	393
農業委員会事務局	.....	397
固定資産評価審査委員会事務局	.....	401



# 市の概要





# 市の概要

## 1 市制施行 昭和33年10月1日

小告示第115号 町を市とすることについて 小金井町を市とし、昭和33年10月1日から施行する。 昭和33年9月6日 小金井町長 鈴木 誠一
東京都告示第714号 町を市とすることについて 地方自治法第8条第3項の規定により東京都北多摩郡小金井町を市とし 昭和33年10月1日から施行する。 昭和33年8月7日 東京都知事 安井 誠一郎
総理府告示第312号 町を市とする処分 地方自治法第8条第3項の規定により東京都北多摩郡小金井町を小金井市 とする旨、東京都知事から届出があった。 右の処分は、昭和33年10月1日からその効力を生ずるものとする。 昭和33年8月30日 内閣総理大臣 岸 信介
(小金井町制施行 昭和12年2月11日)

## 2 位置

東経・・・139度31分 北緯・・・35度42分 標高・・・40m(東町)～75m(貫井北町)
--

## 3 面積

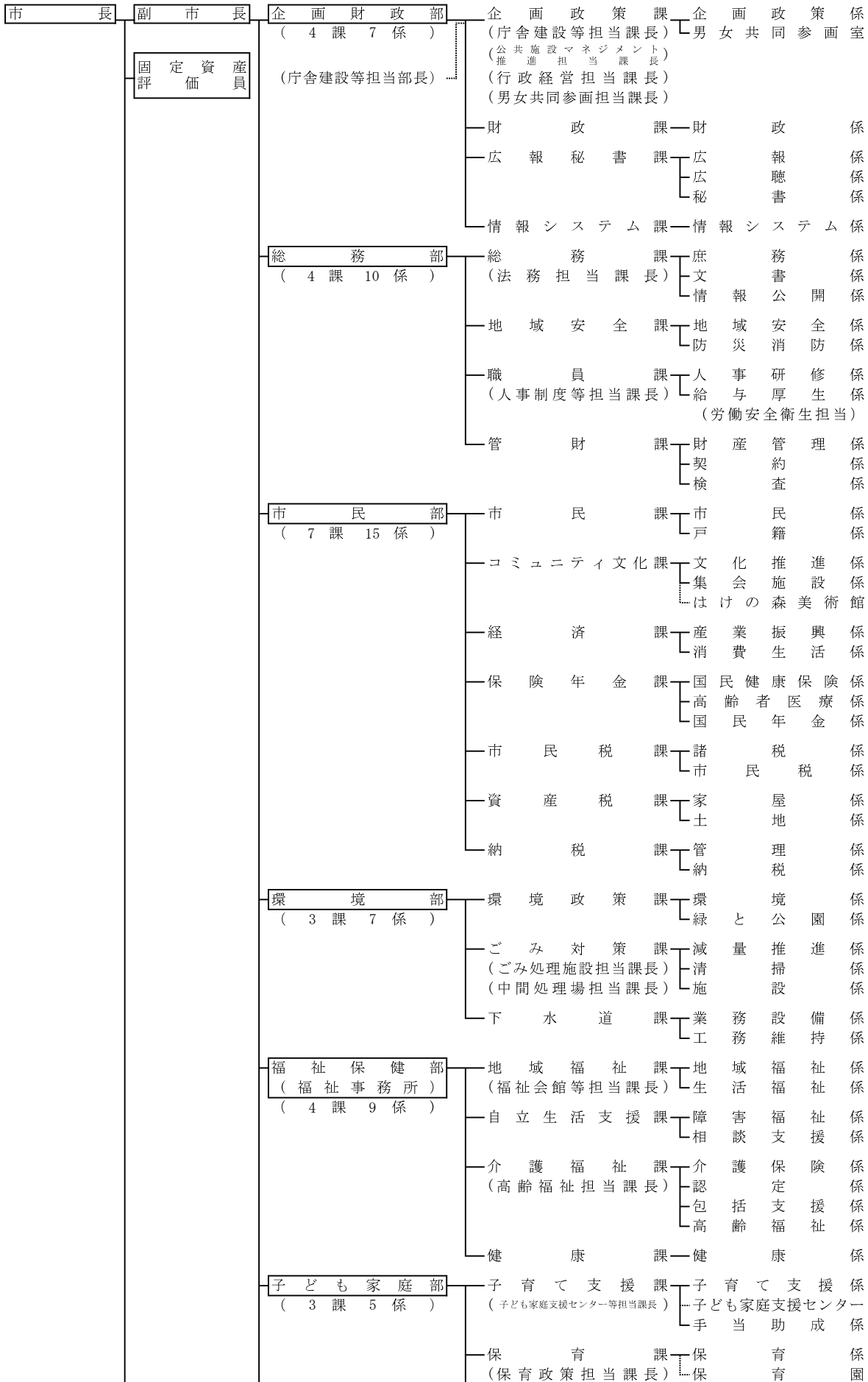
東西・・・4.1km 南北・・・4.0km 面積・・・11.30平方km
---

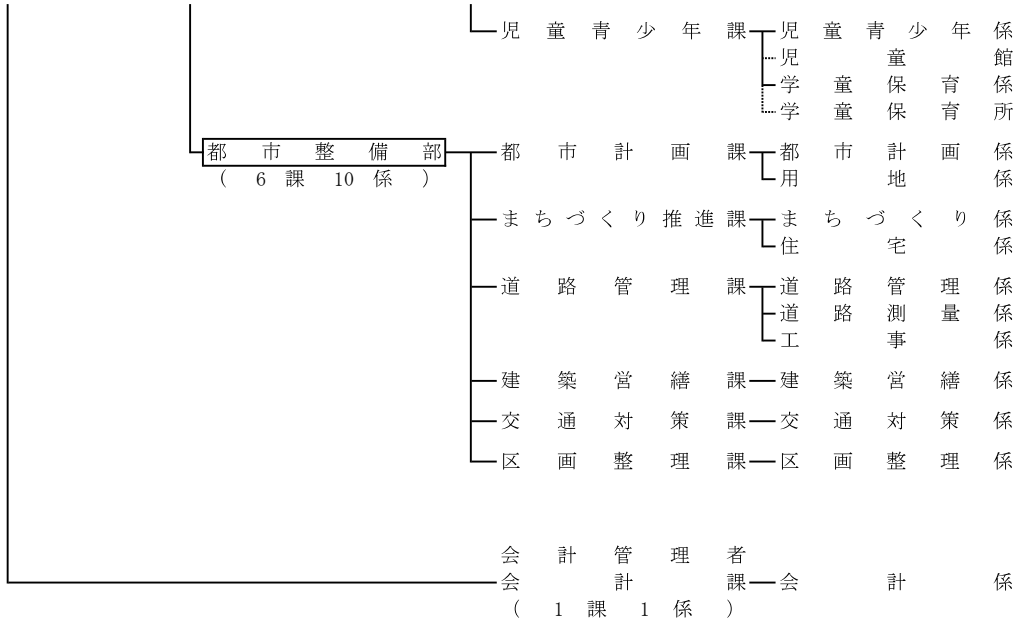
(注) 行政面積は、国土地理院公表の面積値による。

## 4 世帯・人口 (対前年比較、各年とも4月1日現在)

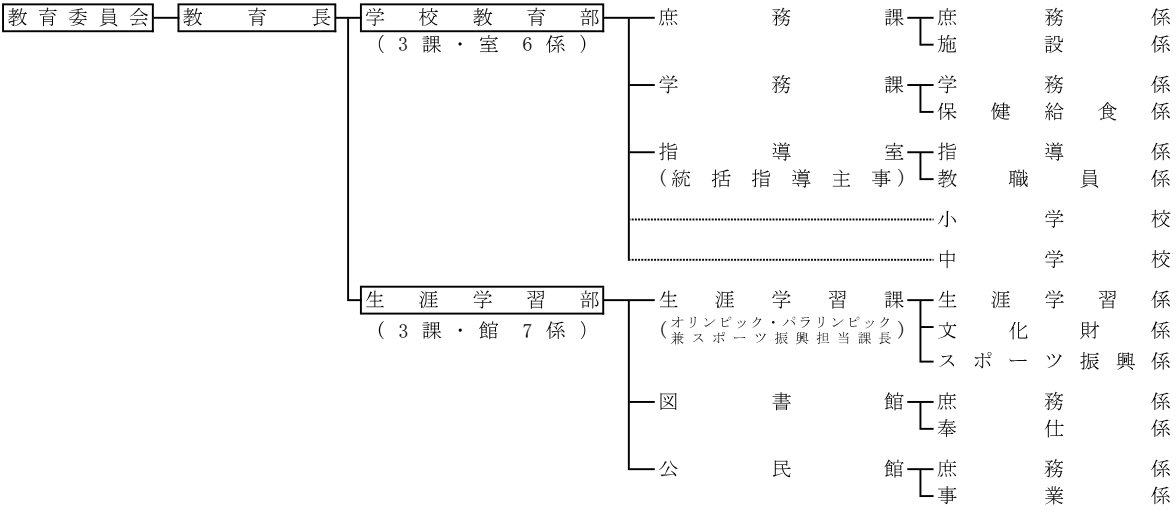
区分 年別	世帯数 (世帯)	人口 (人)		
		男	女	計
令和3年	62,177	61,022	63,056	124,078
令和2年	61,274	60,470	62,072	122,542
比較	903	552	984	1,536

小金井市行政機構図（令和2年4月1日現在）

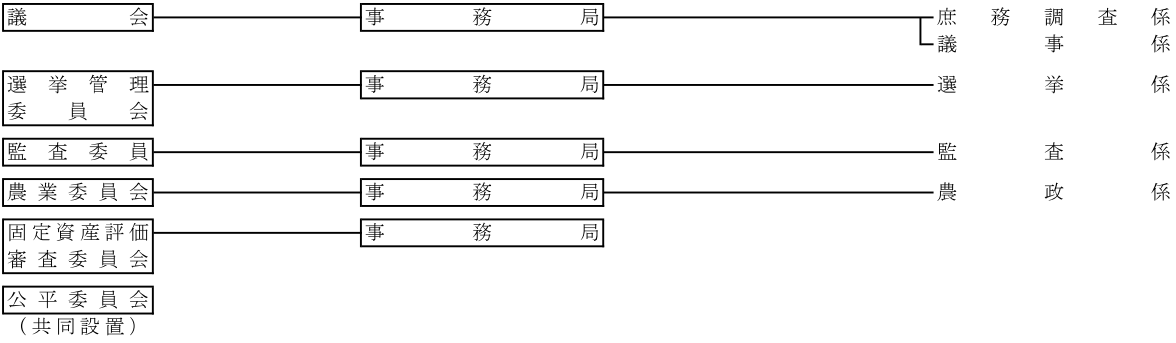




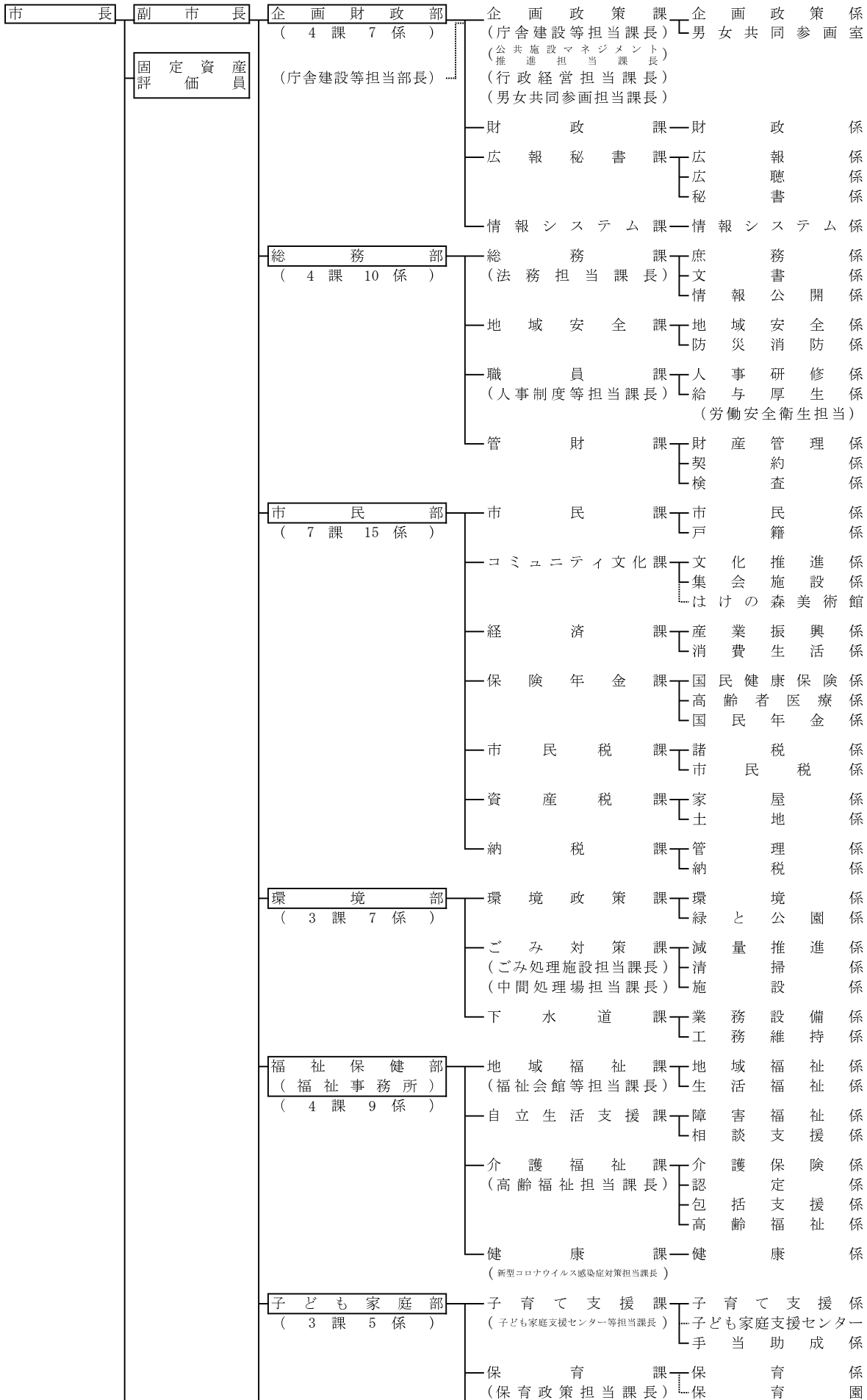
市長部局 7部 32課 64係 (会計課含)

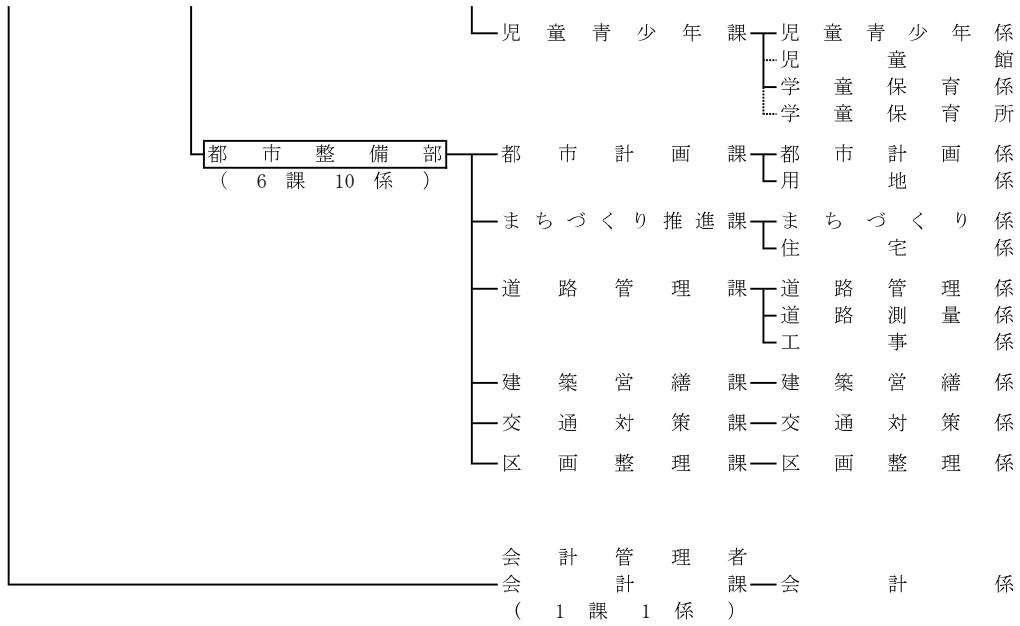


教育委員会 2部 6課 (室・館) 13係

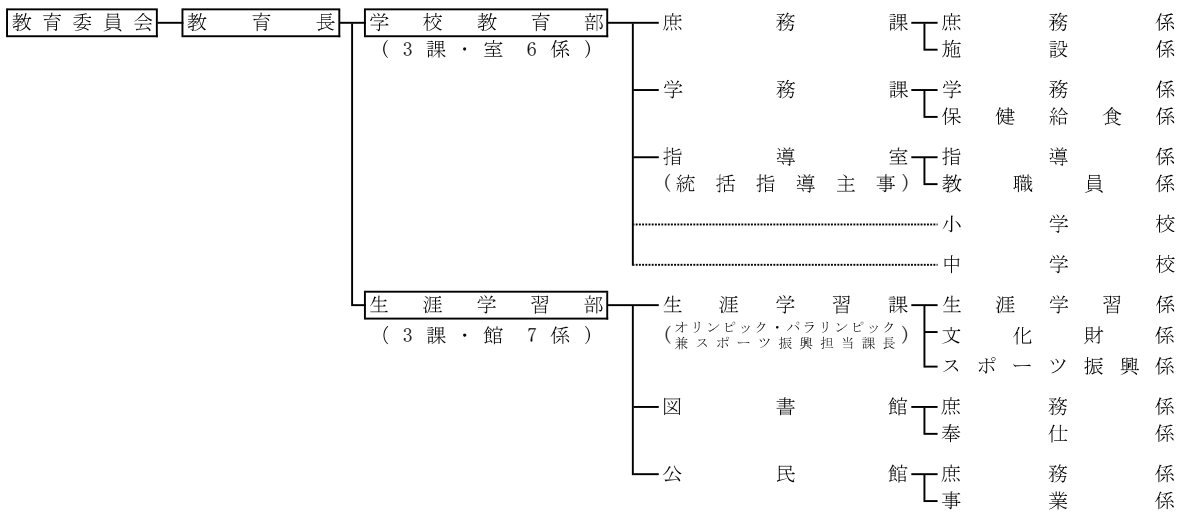


小金井市行政機構図（令和3年1月20日現在）





市長部局 7部 32課 64係 (会計課含)



教育委員会 2部 6課 (室・館) 13係

